

◎労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

改正案	現行
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 対象物質 (CAS登録番号) この指針において、対象物質 (CAS登録番号) は、<u>アクリル酸メ チル (96-33-3)、アクトラセン (107-02-8)、2-アミノ-4-クロ ロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、エチルベンゼ ン (100-41-4)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩 化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1 -ニトロベンゼン (88-73-3)、クロホルム (67-66-3)、酢酸ビニ ル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサ ン (123-91-1)、2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2, 4-ジクロ ロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)、ジクロロメタン (別名二塩化メチレン) (75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、ジメチル-2, 2-ジクロ ロビニルホスフェイト (別名DDVP) (62-73-7)、N, N-ジメチ ルホルムアミド (68-12-2)、スチレン (100-42-5)、4-ターシャリ -ブチルカテコール (98-29-3)、多層カーボンナノチューブ (がんそ 他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生 労働省労働基準局長が定めるものに限る。)、1, 1, 2, 2-テ トラクロロエタン (別名四塩化エチレン) (79-34-5)、テトラクロ ロエチレン (別名パークロロエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-ト リクロロエタン (71-55-6)、トリクロロエチレン (79-01-6)、ノルマ ル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラ -ジクロルベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニール (100-17-4)、 パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並 びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、 1-ブromo-3-クロロプロパン (109-70-6)、1-ブromoブタン</u></p>	<p>2 対象物質 (CAS登録番号) この指針において、対象物質 (CAS登録番号) は、2-アミノ- 4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、エチ ルベンゼン (100-41-4)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン 及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1 -クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロホルム (67-66-3)、 酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサ ン (123-91-1)、1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジク ロプロパン (78-87-5)、ジクロロメタン (別名二塩化メチレン) (75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、ジメチル -2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP) (62-73-7)、 N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、スチレン (100-42-5)、 4-ターシャリ-ブチルカテコール (98-29-3)、多層カーボンナノチ ューブ (がんそ他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある ものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化エチレン) (79-34-5)、 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)、トリクロロエチレン (79-01-6)、 ノルマル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラ -ジクロルベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニール (100-17-4)、 パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並 びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、 1-ブromoブタン (109-65-9)、メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル</p>

(109-65-9)、メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル(106-91-2)並びにメチルインブチルケトン(108-10-1)をいう。(以下略)

- 3 (略)
- 4 作業環境測定について
(1)・(2) (略)
(3) 対象物質等を製造し、又は取り扱い業務については、次の措置を講ずること。
ア 屋内作業場について、対象物質(アクリレン)を除く。)の空气中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施すること。
イ 作業環境測定(2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラゼン、キノリン及びその塩、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)並びに1-プロモブタン又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「2-アミノ-4-クロロフェノール等」という。))を製造し、又は取り扱う業務に係る作業環境測定を除く。)を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。(略)

5～6 (略)

- 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について
(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。

(106-91-2)並びにメチルインブチルケトン(108-10-1)をいう。(以下略)

- 3 (略)
- 4 作業環境測定について
(1)・(2) (略)
(3) 対象物質等を製造し、又は取り扱い業務については、次の措置を講ずること。
ア 屋内作業場について、対象物質(メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル)を除く。)の空气中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施すること。
イ 作業環境測定(2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラゼン、キノリン及びその塩、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。))並びに1-プロモブタン及びメタクリル酸2, 3-エポキシプロピル又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「2-アミノ-4-クロロフェノール等」という。))を製造し、又は取り扱う業務に係る作業環境測定を除く。)を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。(略)

5～6 (略)

- 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について
(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。

また、SDSの交付等により表示・通知対象物の名称等を知された場合は、同法第101条第4項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。(略)

(2) (削る)

また、SDSの交付等により表示・通知対象物の名称等を知された場合は、同法第101条第2項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。(略)

(2) 対象物質のうち、労働安全衛生法第57条の2の規定の対象となるもの(同法第57条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、同法第57条の2の規定に基づき、相手方にSDSの交付等により名称等を知すること。また、SDSの交付等により通知対象物の名称等を知された場合は、同法第101条第2項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第24条の14の規定又は表示・通知促進指針第4条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下(2)において同じ。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第5項及び第5条第1項の規定に基づき、SDSを作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(2) 対象物質のうち、上記(1)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第24条の14及び第24条の15並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方にSDSの交付等により名称等を知すること。(以下略)

(3) 対象物質のうち、上記(1)及び(2)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方にSDSの交付等により名称等を知すること。(以下略)